

申し合わせ事項

1. 名称
 - (1) 本会は「ハンセン病問題ネットワーク沖縄」と称する。
 - (2) 本会の事務局を沖縄県宜野湾市大謝名3-7-1に置く。
2. 目的

国の誤ったハンセン病政策による人権侵害の実態を学び、またそれを容認し続けたことを市民の一人として自覚して、二度とこのような誤ちを繰り返さない社会の実現を目指す。
3. 活動

前項の目的を達成する為に以下の活動を行う。

 - (1) 学習を深め、社会に伝える活動をする。
 - (2) 社会復帰を支援する。
 - (3) 回復者の方々と交流する。
 - (4) ハンセン病達意国賠訴訟全国原告団協議会(全原協)及び弁護団の活動を支援する。
 - (5) 沖縄県内ならびに全国の関係する市民団体と連携する。
 - (6) その他必要な活動をする。
4. 会員
 - (1) 本会は、会の目的に賛同し、年会費を納入する個人及び団体によって構成する。
 - (2) 年会費は、個人2,000円、団体10,000円とする。
5. 役員
 - (1) 本会に役員として、代表、事務局長、事務局員若干名をおく。
 - (2) 役員は総会において選出する。
 - (3) 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。
 - (4) 本会は、役員による運営委員会をおき、活動を推進する。
6. 総会

総会は年一回開催し、活動報告、会計報告、活動計画を承認し役員を選出を行う。

附則：この申し合わせ事項は、2002年11月30日より施行する。

～入会の申し込み方法～

郵便局にて下記の口座まで、住所氏名、電話、FAX、E-mailを記入の上、お振り込み下さい。また、カンパも同じ口座にて受け付けています。

★口座名： **ハンセン病問題ネットワーク沖縄**

★郵便振替口座： **01740-4-104504**

差入帳へ

ハンセン病問題 ネットワーク 沖縄

(各別、ハネット)

～入会のご案内とカンパのお願い～



集約

「ハネットの集約」

を入れる

ここに

トビ

入会申し込み・問合せ先

〒901-2225 宜野湾市大謝名3-7-1
TEL/FAX 098-890-2491

要
求
書

ハンセン病問題の全面的解決に向けて

1996年4月「らい予防法」が廃止されました。国は隔離政策によって、90年以上もの間ハンセン病患者や回復者の人権を奪ってきたにも関わらず、法廃止の際にも積極的な検証や反省を行いませんでした。

1998年、回復者の皆さんは「らい予防法違憲国家賠償訴訟」を起こしました。2001年5月11日、原告勝訴の判決が下され、この問題は司法上では決着しました。

しかしハンセン病問題はまだまだ終わっていません。国や地方行政の支援策も不十分です。社会には今なお差別・偏見が残っています。

私たちは、より多くの方々と連携して活動していきたいと考えています。

ハンセン病をめぐる様々な問題を知り、ハンセン病であった方々とその家族がどれほど辛い人生を強いられ、心寄せ合って考えてみませんか。

国のおかした過ちと、それを許してきた私たちの責任を自覚し、二度と同じ過ちを繰り返さない社会の実現を目指して、ともに行動しませんか。

みなさんのご参加をお待ちしています。

～ハンセン病をめぐる偏見～

- ・ 遺伝病と誤解されています。しかしそうではありません。
- ・ 「不治の病」と誤解されていました。しかし、50年以上前からプロミンなどの特效薬が使用され、治る病気となっています。
- ・ 治療した後に残る変化に偏見がもたれました。しかし、単なる後遺症にすぎません。
- ・ 感染力が強いと思われています。しかし、非常に感染力は弱く、発生率も低い病気です。日本では根絶されたも同様です。
- ・ 政府が医学的な根拠のないまま、隔離政策をとったため偏見を助長しました。

あなたの力をお寄せ下さい

ハンセン病問題ネットワーキング 代表 由井 晶子

沖繩は先の戦争、続く四半世紀にわたる米軍の統治、そして今米軍基地の過重負担と、小さな島に重い荷を背負わされてきました。これこそ政府の沖繩差別に他ならないと、私たちは抗議してきました。その私たち自身がどれだけ長い間、無知と不認識から、ハンセン病に対する国の過った政策を許し、支えたでしょう。

人々の誤解と偏見と恐怖感を助長したのは、国の90年にわたる隔離政策です。国の過ちに対する回復者の皆さんの、人間の尊厳を取り戻す闘いが全面勝利したとき、私たちは感動しました。

そして偏見は解消に向かうと希望をもちました。しかし熊本県で起きた借泊拒否問題は、社会にまだ根強い差別と偏見が残っていることをあらわにしました。

こうした状況に立ち向かい、改善するため、多くの市民の行動が求められています。あなたの力をお寄せ下さい。(2002年11月30日)

熊本判決の精神を社会に生かしていくために

熊本地裁での判決を受け、国は原告団と「基本合意書」を取り交わしハンセン病問題に対する恒久的な対策を行なうことを約束しました。この合意によって、制度的・金銭的補償については一応の解決に至っています。

しかし、療養所の外で社会復帰者が安心して利用できるような医療・福祉体制の確立や、療養所における生活の保障、療養所の将来構想、社会復帰の促進、再発防止のための真相究明、被害者の名誉回復など未解決の問題が残されています。

熊本判決は、国のハンセン病対策が「馴っていた」ことを明らかにしました。同時に政策に追従することで自身の偏見差別を省みることのなかった私たちの姿を明らかにしました。この判決の精神を歴史に埋もれさせないために、未解決の問題を一つずつひもといっていくことが私たちの課題なのです。